

平成29年4月から

高齢者を支える新しいしくみ

介護予防・日常生活支援総合事業

のご案内



!! 「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」とは

介護保険制度の改正を受けて、平成29年4月から、要支援1・2の方の訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）が、全国一律の基準による「予防給付」から、市町村が定める基準で実施する「総合事業」に変わります。

四日市市の「総合事業」では、これまでどおりの介護事業所によるサービスのほかに、基準を緩和したサービス、住民主体の支え合いによるサービスなど多様な主体によるサービスも実施しながら、地域全体で高齢者を支えるしくみをつくっていきます。

平成29年3月まで

平成29年4月から

介護給付（要介護1～5）

変更なし

介護給付（要介護1～5）

予防給付

（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問看護、
通所リハ、短期入所など

変更なし

予防給付（要支援1・2）

訪問介護、通所介護
（ホームヘルパー）（デイサービス）

変更

総合事業

【訪問型サービス】【通所型サービス】
（要支援1・2、基本チェックリスト該当）
⇒介護予防訪問介護・通所介護相当サービス
基準緩和サービス（サービスA）
住民主体サービス（サービスB）

介護予防事業

- ・一次予防事業
- ・二次予防事業

変更

【一般介護予防事業】
（65歳以上の方）
⇒介護予防自主活動グループ
ふれあいいいききサロン など

総合事業の主なサービスの内容は？

専門的サービスが必要な方は「介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス」を利用し、それ以外の方は「基準緩和・住民主体サービス」を利用するなど、一人ひとりの状態に合わせてメニューを選べるしくみに変わります。

訪問型サービス

サービス種別	介護予防訪問介護相当 (これまでの訪問介護と 同様のサービス)	基準緩和 (サービス A)	住民主体 (サービス B)
実施主体	介護サービス事業所	シルバー人材センター	住民組織、 ボランティア団体、NPO
利用対象者	要支援者	要支援者・事業対象者(基本チェックリスト該当者) ※サービス A に関して、平成 29 年度は事業対象者に限りませ	
利用者負担	これまで同様	1 回 200 円	団体が定める額
内容	食事・入浴・排泄などの 身体介護や掃除、洗濯、 調理などの生活援助	掃除、洗濯、調理、買い物 などの生活援助	ゴミ出しや庭の剪定、電 球交換などの簡易な生活 援助
	介護等の資格を持つ専門職 が対応	市の定める研修を修了した従 事者も対応	住民ボランティア等による支援

通所型サービス

サービス種別	介護予防通所介護相当 (これまでの通所介護と 同様のサービス)	基準緩和 (サービス A)	住民主体 (サービス B)
実施主体	介護サービス事業所	在宅介護支援センターを設置 する法人	住民組織、 ボランティア団体、NPO
事業対象者	要支援者	要支援者・事業対象者(基本チェックリスト該当者)	
利用者負担	これまで同様	1 回 250 円 ※食事等希望時は自己負担があります	団体が定める額
内容	機能訓練、介護(入浴 等)、交流	介護予防、交流を目的とした 通いの場	介護予防、住民間の交 流、生きがいを目的とした通いの場
	看護師、機能訓練指導員等 の専門職を配置	市の定める研修を修了した従 事者を配置	住民ボランティア等による支援

※サービス A・B は、まだ設置されていない地区もありますが、今後徐々に整備する予定です。

一般介護予防事業



利用対象者

65 歳以上の方

※利用対象者の条件が定められているなど、個別の状況により利用できない場合があります。

サービス
内容

「介護予防自主活動グループ」、「ふれあいいいききサロン」などの住民運営の通いの場で、体操などの介護予防に取り組みます。

市では、こうした住民運営の通いの場を、在宅介護支援センターや地域包括支援センター、介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が支援します。

サービス利用の流れ

65歳以上のすべての方

いつまでも元気でいたい！

転倒してから外に出るのが億劫で…

妻の介護がしんどくなってきたなあ…

基本チェックリスト実施

お住まいの地域の包括支援センターまたは在宅介護支援センターにご相談ください

要介護認定の申請

要支援
1、2

要介護
1～5

非該当
(生活機能が自立している)

事業対象者
(生活機能の低下が認められる)

総合事業のサービスや、介護予防サービスを受けるためのケアプラン作成

介護サービス計画作成

介護予防給付によるサービス

介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業の訪問型、通所型サービス

介護給付によるサービス

一般介護予防事業

基本チェックリストとは

運動・口腔機能、物忘れなどに関する25項目の質問に答えていただき、身体などの状態を簡易に判定する調査票です。要介護（支援）認定と違い、その場で判定できるため、手続きが簡単になります。実施窓口は、担当地域包括支援センター、担当在宅介護支援センター、介護・高齢福祉課です。

総合事業利用に関するご相談は

!! 地域包括支援センター、在宅介護支援センターへ



地域包括支援センター

名称	住所	電話番号(FAX 番号)	担当地区
四日市市北地域包括支援センター	富田浜町 26 番 14 号	365-6215(365-6216)	市内北部
四日市市中地域包括支援センター	本町 9 番 8 号本町 ^ろ ザ ^ん 4 階	354-8346(354-8326)	市内中部
四日市市南地域包括支援センター	山田町 5570 番地 4	328-2618(328-2980)	市内南部

在宅介護支援センター

	名称(地区)	住所	電話番号(FAX 番号)
北	富洲原在宅介護支援センター【富洲原(天カ須賀以外)】	富洲原町 2 番 8 0 号	366-2600(364-0306)
	天カ須賀在宅介護支援センター【富洲原(天カ須賀)】	天カ須賀 4 丁目 7 番 2 5 号	361-5361(361-5362)
	ヴィラ四日市在宅介護支援センター【大矢知】	垂坂町 8 番地 2	363-2882(361-4440)
	羽津在宅介護支援センター【羽津】	羽津山町 1 0 番 8 号	334-3387(334-3377)
	海蔵在宅介護支援センター【海蔵】	阿倉川町 1 4 番 1 6 号	333-9837(333-9830)
	ハピネスやさ在宅介護支援センター【八郷】	千代田町 3 2 5 番地 1	366-3301(366-3302)
	諸朋苑下野在宅介護支援センター【下野】	西大鐘町 1 5 8 0 番地	338-3005(338-3008)
	聖十字保々在宅介護支援センター【保々】	中野町 2 4 9 2 番地	339-7788(339-7211)
中	富田在宅介護支援センター【富田】	富田浜町 1 7 番 5 号	365-5200(365-0412)
	みなと在宅介護支援センター【中央・港・同和】	高砂町 7 番 6 号	357-2110(359-6612)
	ユートピア在宅介護支援センター【共同・浜田・久保田一・二丁目】	久保田 2 丁目 1 2 番 8 号	355-2573(355-3576)
	川島在宅介護支援センター【川島】	川島町 4 0 4 0 番地	322-3613(322-3614)
	かんぎき在宅介護支援センター【神前】	寺方町 9 8 6 番地 4	327-2223(327-2228)
	くぬぎの木在宅介護支援センター【県】	赤水町 1 2 7 4 番地 1 4	327-2267(327-1160)
	桜在宅介護支援センター【桜】	智積町 3 4 番地 1	326-6618(326-7557)
	陽光苑在宅介護支援センター【三重】	西坂部町 1 1 2 7 番地	333-4622(334-7841)
	橋北茶々館在宅介護支援センター【橋北】	京町 1 5 番 2 6 号	334-8588(334-8589)
南	しおはま在宅介護支援センター【塩浜】	大字塩浜 4 7 1 番地 2	349-6381(349-6382)
	くす在宅介護支援センター【楠】	楠町北五味塚 1 4 5 0 番地 1	398-2001(397-6861)
	常磐在宅介護支援センター【常磐(久保田一・二丁目を除く)】	城東町 3 番 2 2 号	355-7522(355-7590)
	日永在宅介護支援センター【日永】	大字日永 5 5 3 0 番地 2 3	347-9977(347-6661)
	四郷在宅介護支援センター【四郷】	西日野町 4 0 1 5 番地	322-1761(322-1769)
	うつべ在宅介護支援センター【内部】	采女町 4 1 8 番地 1	348-3988(348-7761)
	南部陽光苑在宅介護支援センター【河原田】	河原田町 2 1 4 6 番地	347-7336(347-7338)
	小山田在宅介護支援センター【小山田】	山田町 5 5 7 0 番地 1	328-1814(328-2682)
	水沢在宅介護支援センター【水沢】	水沢町 1 9 9 0 番地 1	329-3553(329-3554)

総合事業の訪問型・通所型サービスを利用するには、あらかじめ地域包括支援センターなどが「介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)」を作成する必要があります。

お住まいの地域で利用できるサービス、身体の状態に合わせたサービスなどを選ぶため、担当の地域包括支援センターや在宅介護支援センターにご相談ください。

【問い合わせ先】 四日市市役所 介護・高齢福祉課 TEL:354-8170 FAX:354-8280